

## 廿日市市公共交通協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程 の一部改正について

### 1 改正の要旨

廿日市市公共交通協議会運賃協議ワーキンググループ（以下「運賃協議WG」という。）の開催にあたり、関係者の負担軽減を図る観点から、その開催を要しない軽微な事案を定め、あらかじめ運賃協議WG規程に記載することにより、運賃協議WGの開催の合理化に努める。

### 2 改正の内容

運賃協議WGの開催を要しない軽微な事案を次のとおり定め、運賃協議WG規程を別紙（案）のとおり改正する。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) 運賃の割引に該当するポイント還元（5%以下のものに限る。）を行う場合

### 3 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（協議事項）</p> <p>第3条 運賃協議WGは、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 路線等に係る運賃等</p> <p>(2) 運賃協議WGの運営方法その他運賃協議WGが必要と認める事項</p> <p><u>2 ただし、次に掲げる軽微な事項については協議を行わないものとする。</u></p> <p><u>(1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新</u></p>	<p style="text-align: center;">（協議事項）</p> <p>第3条 運賃協議WGは、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 路線等に係る運賃等</p> <p>(2) 運賃協議WGの運営方法その他運賃協議WGが必要と認める事項</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。</u></p> <p><u>(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合（ただし、初回を除く。）</u></p> <p><u>(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u></p> <p><u>(4) 新たな決済手段を追加する場合</u></p> <p><u>(5) 運賃の割引に該当するポイント還元（5%以下のものに限る。）を行う場合</u></p>	
--	--

#### 4 施行期日

令和8年5月15日

#### 5 参考

【国土交通省物流・自動車局旅客課 事務連絡】道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

廿日市市公共交通協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、廿日市市公共交通協議会規約第15条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議することを目的に設置するワーキンググループ（以下「運賃協議WG」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 運賃協議WGは、事務所を広島県廿日市市下平良一丁目11番1号廿日市市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 運賃協議WGは、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 路線等に係る運賃等
- (2) 運賃協議WGの運営方法その他運賃協議WGが必要と認める事項

2 ただし、次に掲げる軽微な事項については協議を行わないものとする。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合（ただし、初回を除く。）
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) 運賃の割引に該当するポイント還元（5%以下のものに限る。）を行う場合

(座長)

第4条 座長は、廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会長をもって宛てる。

2 座長は、運賃協議WGを代表し、その会務を総理する。

（委員）

第5条 運賃協議WGを組織する委員は、協議会の委員の内、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 協議会の会長
- (2) 当該運賃等を定めようとする運行事業者の代表者
- (3) 路線等に関係する住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (5) その他会長が必要と認める者

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は会議の決定により公開しないことができる。

- (1) 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

（協議結果の報告）

第7条 会議において協議が整った事項について、座長はその協議結果を協議会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月19日から施行する。

附 則

(案)

協議事項1別紙

この規程は、令和8年5月15日から施行する。

事務連絡  
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

### 道路運送法第9条第4項に基づく協議会の 開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

#### 記

##### 1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

##### 2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上